選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学 地学	上記科目のうちから受験者の選択する二科目

2　審査認定の場合

受験者について、文部科学大臣が博物館に関する学識及び業績を審査して行う。

四　合格者の発表

平成二十七年二月に、本人に合格した旨を通知する。

五　受験手続

1　出願書類

ア　受験願書（試験認定を願い出る者については、別記第一号様式の一の受験願書に、受験する科目一科目につき千三百円の収入印紙を、審査認定を願い出る者については、別記第一号様式の二の受験願書に、三千八百円の収入印紙を、試験認定の試験科目の全部について免除を願い出る者については、別記第一号様式の一の受験願書に、八百円の収入印紙を、それぞれはったもの）に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願い出ること。なお、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

①　受験資格を証明する書類

②　履歴書（別記第二号様式により作成したもの）

③　戸籍抄本又は住民票の写し（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの。なお、住民票コードの提供を受けて文部科学大臣が本人の氏名、生年月日及び住所を確認できるときは、戸籍抄本又は住民票の写しは添付不要。）

④　写真（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）

イ　試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出すること。

ウ　審査認定を願い出る者については、次に掲げる資料又は書類を提出すること。

①　二の2のア又はイにより出願する者にあっては、博物館に関する著書、論文、報告等

②　二の2のウにより出願する者にあっては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

③　二の2のエにより出願する者にあっては、前二号に準ずる資料又は書類

2　受付期間

平成二十六年七月十五日（火）から同年八月二十九日（金）まで。

3　その他

受験手続の詳細については、文部科学省生涯学習政策局社会教育課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二〇九三））へ照会すること。

別記第1号様式の1（用紙の大きさは日本工業規格A4）

（試験認定受験願書）

受　験　願　書

年　月　日

収入印紙

文部科学大臣殿

ふりがな
氏　名

年　月　日生

住　所

下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願い出ます。

受験資格　博物館法施行規則第5条、第1号　第2号　第3号　第4号　第5号に該当

受験場所

受験する科目	生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報・メディア論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学
試験の免除を受けたい試験科目名																	

（注）1　受験資格中の該当番号を〇印で囲むこと。

2　受験科目欄の該当欄を〇印で囲むこと。

3　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別記第1号様式の2（用紙の大きさは日本工業規格A4）

（審査認定受験願書）

受　験　願　書

年　月　日

収入印紙

文部科学大臣殿

ふりがな
氏　名

年　月　日生

住　所

下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要な書類を添えて願い出ます。

受験資格　博物館法施行規則第9条、第1号　第2号　第3号　第4号に該当

（注）1　受験資格中の該当号数を〇印でかこむこと。

2　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。